

平成 29 年 9 月 19 日

社会福祉法人瑞宝会運営施設における虐待事件についての声明

栃木県自閉症協会 会長 宮下 陽子
一般社団法人 日本自閉症協会 会長 市川 宏伸

平成 29 年 9 月 11 日に社会福祉法人瑞宝会が運営する障害者支援施設ビ・ブライトにおいて、入所者に暴行をはたらいた職員が逮捕されました。被害にあった入所者の男性は腰の骨を折った上に、内臓に損傷を受けるという重症を負いました。幸いにも現在は回復に向かっていますが、被害に遭われたご本人とご家族が受けた心身の痛み、苦しみを思うとやりきれない思いです。被害に遭われたご本人とご家族に心よりお見舞い申し上げます。

このような虐待行為は、決して容認できません。障害者の人権を守るための法律として、平成 24 年に「障害者虐待防止法」、平成 28 年には「障害者差別解消法」、「栃木県障害者差別解消推進条例」が施行されました。しかしながら、昨年は相模原市の津久井やまゆり園でそのような痛ましい事件が発生し、その後も、障害者を守り支援する立場である施設職員による虐待があるという事実、落胆と憤りを禁じえません。

社会福祉法人瑞宝会運営施設における虐待事件については、今後、事件の真相が明らかになっていくことと思われまます。当該法人においては、捜査に全面的に協力し、この事実に対して深く反省し、適切な責任を取られることを願います。

今回、私たちは、障害者を守る法律が施行されたのにもかかわらず、実際には遵守されていない現実を知るところとなりました。

障害者施設の適切な運営を指導する立場である、栃木県と宇都宮市には、当該法人に対しての指導監督が適切であったかを検証し、事実を明らかにしてほしいと願います。

県内において、二度とこのような虐待事件がおこらないように再発防止の対策を講じることを強く要望します。

虐待は、個人としての尊厳を踏みにじるものであり、決して許されるものではありません。自閉症の人たちを含むすべての障害のある人たちが、その尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を安心して送ることができるように、私たちも、より一層関係機関との連携をはかり、虐待や差別のない社会になるよう、理解啓発活動に努めてまいりたいと思います。